

(講 演)

## 刑事弁護人の果たすべき役割

染 川 周 郎  
(鹿兒島県弁護士会会長)

以下は、一九九六年七月に鹿兒島大学で催された講演会の記録である。講師に、染川周郎鹿兒島県弁護士会会長を迎え、現場での豊富な実務体験に基づいた貴重な法律論を提示していただいた。

みなさん、こんにちは。みなさんが、こと改めてテレビや新聞をご覧になると、刑事裁判に関する報道が多いことにいまさらのように驚かれることと思います。特に昨年頃からオウム真理教関連の刑事裁判のニュースが連日、しかも大量かつ詳細に流れております。この事件の特徴はいろいろ挙げられるでしょうけれども、大きな特徴の一つに正式な裁判が始まる前にすでに国民に対して、マスコミによつて事件の中身について事細かく大量の情報が提供され、もうすでに「教祖以下、それぞれ極悪非道の大悪人であつて、被害者のことを考えれば、彼らのつまらない弁解なんかを聞かないで速やかに厳罰に処すべきだ」という、一種の国民的合意といえますか、社会的なムードみたいなものが形成されているというのを挙げる事ができるのではないかと思います。その延長で、「彼らの弁護人は何だ。被告人に通じもしない、無罪だと言わせてみたり、なんだかんだ理由をつけて裁判をひきのばしているだけじゃないか。被告人の人権ということよりも前に被害者の人権を考えてあげるべきではないか」こういった類の意見がよく聞かれます。あの悲惨なサリン事件

とか、坂本弁護士一家の殺害事件、あるいは教団内部のリンチ殺害事件とか、そういう極悪非道の行為を思い浮かべますと、こういう意見の背景にある気持ちは誰でも持っている。皆さんもおそらく持っているでしょうし、私も持っている、と言えるのではないかと思います。こういうときに法律を学び始めた皆さんに「刑事弁護人とは何なのだろう。刑事弁護人の役割とは何なのだろうか」ということを考えていただければなあ、というのが今日の私の話の趣旨です。

しかし、また他方、皆さんは法律を学ぶ者として、いかに極悪非道な犯罪を犯した者であるとしてもその処罰は憲法とか刑事訴訟法とか、刑法その他関係する法律に則って適正な手続きで、しかも適正妥当な刑罰が処せられなければならない。そうでなければ法の支配という近代国家の最低限の条件も満たさない状態になってしまう。そういうような適法で適正な刑事裁判を実現するために弁護人が存在するのだ、という考えも十分理解されていることと思います。被告人は確定判決あるまでは無罪の推定を受けて、その人権は保護されるということもよくご存じだと思います。たとえ有罪であるとしても、どんな被告人にも法で認められた黙秘権とか、いろんな権利があることはご存じだと思いますけれども、そういう権利の行使が十分認められ、弁解したい点があればそれをさせる手続きが保証された裁判であってはじめて、適正手続きによる刑事裁判の実現、といえるわけです。そうでない処罰というのは法治国家ではあってはならないリンチに過ぎないわけです。皆さんは法律の勉強を始めたばかりの方が大多数と聞きましたけれども、刑事裁判において被告人が取り調べの段階でした自白というものが今の裁判でも昔からもやはり裁判における「証拠の王」といいますけれども、この自白というものが証拠としての価値を持つかどうか、その自白を根拠にしてその人を処罰することができるかという点を一つ取り上げただけでも、この長い刑事裁判の歴史の中でこのことがいかに重要な論議の対象であったのか、そして現在の裁判においても無罪を主張する事件というものは、その数はありませんけれども、そういう無罪を主張する裁判においては裁判所で、裁判官、検察官、弁護人の間でその自白が証拠としての価値があるのかどうかについて激烈な論争がなされている、というか、どのような激しく厳しい論争がなされているかということをご存じのことから学んでいかれるし、学んでいただ

きたいと思っています。

私はもう、十年近く前のことになりますけれども、鹿児島のある離島の町長が収賄罪という、要するに賄賂をもらったということで逮捕され、起訴されたという事件の主任弁護人を務めました。公判では終始一貫無罪を主張し、それから約七年間裁判を続けたことがあります。

私がこの方に最初に会ったのは逮捕されてちょうど三日目に、彼が拘留されている警察の接見室で始めてお会いしました。私たち弁護士というのが、弁護人になりますのは被疑者の家族の方等が、この弁護をお願いしたいということでいらっしやることで始まります。たいがいは被疑者が勾留されている警察の留置場あるいは拘留所に身柄を拘束されていますから、そこで接見して話を伺います。接見室では強化プラスチック、中に穴の開いたこういう仕切りを隔てて、接見といえますけれども、被疑者の話を聞いたり、いろんな権利について説明するわけです。家族の方とかそういう方は普通は、ちよつと難しい事件になりますと接見禁止ということで弁護人しか会えない。会える事件でもそこに警察の方、拘留所の方の立会いがあるわけです。弁護人だけは立ち会人なくして秘密交通、接見交通権というものが法律で認められていますから、一対一で話をする事ができるわけです。そういう状況の中でこの方はすでに七十歳。接見室に入ってきた状況は今でもありありと覚えていますけれども、やつれきって入ってこられました。彼は私に対して、「自分は町の発注の工事に絡んで工業者が賄賂金二〇〇万円を用意して、それをその業者の友人の町会議員が自分が町長室にいたところへ持ってきた。それを私に賄賂として渡した。私は賄賂として受け取った。こういうことで逮捕された。しかし、私はそんな汚い金なんかもらっていないんだ。逮捕されてからずっと取調官にいくら言ってもちよつとも取り合ってくれない。警察官が言うには、その業者にしても、町会議員にしても相手が君に賄賂を渡したと言っているんだ。相手も賄賂を、贈賄を、犯罪ですからね、この犯罪で逮捕されて今後有罪判決まで受けることを覚悟して、私はあの汚職町長に賄賂を渡しました、悪いことをしました、反省して逮捕されている。そうやって罪を告白している、渡してもいないものをね、自分が逮捕・

勾留されて有罪判決をうける、あるいは刑務所まで行かなければならないかもしれない、そのようなことを、嘘を言うようなことはありえない。お前は町長の立場が惜しく、そういう認めないということを言っているんだろう。男らしく罪を認め責任をとれ。こういうことで毎日、朝早くから夜遅くまで厳しく追求されている。夜ももちろん眠れないし、飯も食えない。私は高血圧症で、私の両親も六〇代で脳梗塞で命を落とした。こういう状況が続けば私は倒れる。しかも私は一ヵ月後に町長選挙が迫ってきている。早くこの問題に決着をつけて、ここを出て、町長選挙の選挙運動をしないと今度の相手は強力だ、だから負けてしまう。」こういようなことを私に切々と訴えたわけですね。

私たち弁護士はどんな事件でも最初の段階では何が事実なのか、何が真実なのか、それは分からないわけです。有名な冤罪事件を担当された高名な弁護士さんが書かれたものを見ますとですね、「私は最初、拘留所に行つて本人に会つたら青年の目は澄んでいた。これは悪いことをする青年の目ではない。無罪を確信した。」とか書いてありますけれど、そういうことは普通はありえないわけですね。そんなことで有罪か無罪か決まることはないわけです。ただ弁護士を長くやっていますとですね、本人としばらく話をしますと、この人は自己防衛のために弁解ばかりしている人だな、という人と、この人はだいたい信用していいんじゃないかなというぐらいはね、職業的な経験といえますか大体わかるようになります。それでもたまには外れたりします。ですから目でもどうか、姿でもどうかということではない。ですから、この方の話を最初聞きましたときですね、正直言つてどきつとしたといいますが、ショックを受けたわけですね。大変なことにぶつかつてしまった、と。

実はですね、彼に警察で接見室で会う前に、この事件は当時大事件でしたので新聞、テレビで連日、本当にトップで報道されていきました。ですから、事件の内容は大体知っていましたし、地元の新報ではこの町長は汚職常習犯であるかのような特集を連日報道しております。ですから最初そのように、「実は私はそのようなことはやっていないんだ」と言われたとき、私は半信半疑というのが正直な心境だったわけですね。ですから、私はその事件にその時何が言えるかという、

彼に対して、「あなたが事実だと、真実だと信じることを取調官にわかってもらえようにはがんばるしかありません。それは捜査官がいったん現職町長を逮捕したわけですから、しかも連日マスコミで大々的に報道されているわけですからね、そういう逮捕をする以上裏づけ捜査もバッチリやっていますでしょうし、または私はもらってないと断ったくらいですね、簡単に弁解を受け入れ、無罪放免になるなんてことは、まず考えられない。考えられないけれども、今あなたができることはこれが事実だと言うことを一生懸命がんばる以外ないでしょう。私も外でね、いろいろ事実関係を調べてみます」と言つて別れたわけです。

皆さん多少勉強されてご存じかと思いますが、被疑者として逮捕されますと警察で四十八時間、検察官のもとで二十四時間、それから裁判所へ連れていかれていかれまして、裁判官が勾留状というものを発布しますと十日間、さらに延長されて最大限十日間、合計二十三日間捜査官が身柄を拘束できる。その間に起訴する、起訴しないを決めなければならぬ。もちろん、再逮捕とか例外はあるんですが、原則はそういうことなんです。そういう手続きに則つて捜査官側ももちろん全力を挙げて、二十三日間の間検察庁のエースともいべき検察官が全力を挙げてこの事件を調べたわけです。逮捕二十一日目だったと思いますけれども、収賄罪で間違いない、ということとで検察官は鹿児島地裁に起訴したわけです。

で、この起訴までの取り調べ期間中、この方は、「いや、お調べの通り、私は賄賂をもらつた」という罪を認める自白をした。その二日後には「いや本当もらつていない」というふうな否認をした。というようにことを繰り返して自白を繰り返したけれども、最終的にはこの賄賂を持つていったという業者と運び役となつた町会議員さんの自白内容とほとんど一致する、詳しい、どういうことでお金をどこでどういうふうな始末し、どういうふうに使つたのか。そういう非常に詳しい調書が作成されまして、検察側としては自信満々で起訴したわけですね。起訴されますと弁護人の仕事はいかに早く保釈が出てきてもらうか、私どもの業界用語になりますが、「身柄を取り返す」、ということが一番大事なんですけれども、二日目に保釈が認められまして、一応身柄は自由になった。



して弁護側が反証し、検察側が立証していく。こういう作業に移るわけです。この私が言っている事件の場合はですね、具体的にはこの被告人に賄賂を送ったという業者、この業者から賄賂金を預かって直接自分が被告人に引き渡しに行ったという町会議員を初めとしましてですね、関係者について弁護人がどこから突き崩そうとしても不可能に見えるような具体的な詳細な警察や検察庁での供述調書その他これに関係する証拠をあらゆる角度から検討して、賄賂金をどうして作っただのか、どういうふうに渡してどういうふうにして持っていたのか、そしてもらった賄賂金をどうしたのか、綿密に調べてあげて、検察側は鉄壁の証拠を作り上げまして、証拠調べ請求をしたんですね。

これは当たり前のことなんですが検察官は自信がない場合は起訴はしませんから。そういう証拠調べ請求に対して弁護人は無罪の主張をする場合にはいろんな証拠の中でたとえば戸籍謄本、そういう本論に関係のない証拠は証拠として結構ですけれども、それ以外のもの、犯罪があったかどうかという本体に関わる部分については証拠として直ちに裁判所が採用することには同意できない、こういう対応をするわけですね。そうしますとそういう供述調書を作っている関係者が証人として一人ずつ呼ばれまして証人尋問によってその人の言っていることとか証言とか捜査段階での供述ですね、御存知とは思いますがけれども、被疑者にしても関係者にしてもみんな供述調書といまして、その方が言っていることをずっと紙に書いていくわけです。警察段階でも作るし、検察段階でも作る。その調書で言っていることが信用できるかどうか、証拠として価値があるかどうかというテストを法廷でするわけですね。したがって、一人の証人を調べるのに時間がかかりますから、公判は何回も何十回も開かれて、その結果三年も四年もかかる、ということにならざるを得ないわけですね。

この事件の弁護人は、主任弁護人は私ですけれども、私以外にあと一人、控訴審ではあと三人いました。私たちは本人と何度も打ち合わせて、事情を聞いて、出てくる関係者の話を聞いて回って、いろいろな証拠書類を検討していきまして、確かに起訴されて、起訴されますと、公判に入りますと検察官がこの証拠でこの人は有罪にできるんだ、という証拠調べ請求をした証拠書類を弁護人に見せなければならぬ。私たちはそれを閲覧したり謄写したりして検討することができます。

わけですね。

それだけしますと、先ほど言いましたように検察官は鉄壁の証拠を作り上げてるといいますか、証拠を集めてるわけですね。ところがよく検討してみますと、どうもこの事件の本人が言うように、被告人の反対陣営が間近に迫った選挙を狙って仕組んだ事件の可能性は相当あるんじゃないかな、本人が言うこともどうも信用できるんじゃないかな、ということも調べれば調べるほど出てくるわけですね。それでこの人は無罪じゃないかな、こういうような心証をもつようになっていた訳ですね。いろんな刑事事件がありますけれども、殺人とか傷害事件とか、そういうような事件の場合ですとですね、直接の被害者がいるわけですね。たとえば死体とか凶器とか物的な証拠もあるわけですけれども贈収賄事件ではそういうのはないわけですね。いわば密室の中で一対一でお金のやりとりをした、簡単に言えばそういうことですから、お金のやりとりをした当事者の証言が信用できるか、一方はやった、一方はもらってないと言うわけでしょう、どっちかが嘘を言っているわけですね。そうするとそこだけではどうしても立証できませんので、まずお金をどうやって作って、どうやって運んで、どうやってもらったものを使ったのか。そのお金の流れをどう立証するか、ということが検察官の腕の見せ所と、こういうことになりました、検事としてはその辺を綿密に調べ、もちろんその人の預金口座の中に余計な金は入っていないかとか、あるいはこの場合はですね、自分の会社の預金口座から金を下ろして業者が金を作ったと言ってますから、その辺の裏がとれるのかとか、そういうようなことですから、いずれにしてもある意味では直接の物証がないわけですから、刑事裁判としては最も難しい種類に属する、こういうふうに言われているわけです。実際に難しいです。

具体的にですね、この事件の場合、私たちがどういうような疑問をもつようになったかという点を挙げていきますとですね、まず一番の問題点は彼が最初私に言いましたように、逮捕されて調べを受けるときに、「いや、自分はそんな金はもらってません」というのに対して、「しかしあなたに金をやったという二人はね、自分が有罪になってまでそういうことを言っているんだ、それだけの覚悟をやっているんだ。それだけの覚悟をもっている人間のことが信用できなくて、罪

を逃れようとするお前みたいな人の言うことが信用できるか」、こう言われるんですね。これはもちろん公判においても一番大きな、そのどちらの言うことが信用できるかという時に一番大きな判断基準の一つになるわけですけれども、贈賄側の二人に自分を有罪になつてまでも被告人を陥れるような強い動機があつたのか、という点ですけれども、常識的には確かにはないわけです。しかし調べていきますとですね、この町での政治的な対立とか憎しみ合いというのは常軌を逸しておりまして、親子の間でも一方の側についていたり反対の側についていたり、兄弟の間でも対立するというのが普通なんです。どうも常識だけをもとに判断するのは問題ではないか。この二人がいわば特攻隊だと言っていました。皮を切らせて肉を断つ、肉を切らせて骨をとる、そういう戦法で交代で、町長を落し降ろそうとして言ったんだというような可能性もどうも見え隠れしそうな状況がだんだんわかってきたわけです。

それから二番目に、一般的にですね、真実のことを証言している場合には証言内容は少なくとも基本的な点は変化しないんです。こういうところがその証言を信用できるかどうかと言うことを判断する大きな基準なんです。それは一年前のこととか二年前のこととか、聞かれてですね、朝何時に起きてどうしてこうしたとかいうことを詳しくばつと伝える人はむしろないわけですけれど、一週間前何食べたかといわれると答えられないのが普通です。ですから記憶といふのははつきりしないわけですけれども、しかしそれにしてもこういう犯罪行為を犯すというような重大な事柄について、細かい点には何時何分だったかとか、そういうようなそのとき何をしていたかとかいう細かい点については変わるとしても、基本的な点は変わらないというのが人間の記憶の特徴です。それがくるくる変わる場合には、その供述なり証言は慎重に見ないといけない、こういうふうに言われています。確かに最終的にこの人について出来上がった検事調書や関係者の検事調書を見えますとですね、これは非の打ち所のない見事な内容なんです。ところが公判になりますと、最初出さなかつた警察段階の調書を、被告人本人、それから金を渡したという二人の者に二十何日もの間何十通もの調書を作っていますから、これを全部裁判所の命令で出してもらつたわけですね。それをずっとたどっていきますとですね、贈賄側の二人が

相談した日時とか経緯とか、賄賂金を準備した時刻とか渡した時刻とか渡した際の状況などが何度も変わっているわけですね。しかも一方が変わりますとですね、二人おり、一方が変わりますと二日くらいすると一方がまたこっちに合わせているんですね。そうすると客観的なものが出てきて、いやその日は例えば町長は県外に出張していたということが分かる、こっち側にはその一日後だったとか、こういうことでどうもぐるぐる変わっていた。これは本当に信用できるんだろうか。最終的にできた立派な検事調書だけをもとに判断するとこれは大変なことになるんじゃないかなと、そういうようなことが一つあったんですね。

次にですね、本人に対する取り調べに相当無理があつたのではないか、ということが分かってきたんです。調べが非常にきついということは彼が拘留中から私もしょっちゅう接見というか面会に行きますのでよく聞かされておりました。ただですね、立場を変えて考えますと、取り調べをする警察官なり検察官なりにしてもですね、この人が本当に無実の罪で逮捕され勾留されてこういう被疑者という立場にあるとすると、これほど気の毒なことはいないですけども、本当は悪事を働きながら罪を逃れようとして弁解しようとするところほど悪い奴はいないわけですね。調べる方はですね、現職の政治家を逮捕した以上は何もなかった、間違いましたではすまないですね。もちろん相当長い年月をかけて裏を固めませんと逮捕できませんから、回りを固めていってよいよ最後にXデーで逮捕するわけですから、そこに彼ら捜査する人たちの苦労の結果がそこにあるわけです。だから簡単にあきらめるわけにはいかないわけですね。だから当然調べは非常にきつくなる。マスコミも連日のように報道して、そういう中での調べですからなんとか自白をさせる。必死でプレッシャーをかけるわけですね。自白だけではその人を有罪にできない、ということは憲法上も決められていることは皆さんご存じだと思いますけれども、現実のこういう裁判ではですね、自白調書があるかないかではまったく裁判の、検察側からしてみたら立場が全然違うわけですね。最適切で詳細でまったく非の打ち所がない自白調書ができない、とすればその検事は公判の維持はおろか、起訴もむづかしいわけです。取り調べる側はいくら被疑者が「私は犯行行為はしてません」とか言っ

でも、この大悪人は反省が全然ないじゃないか、こういうことで必死になっている。向こうも必死で仕事をしている。一生懸命調べる。否認している被疑者に対する取り調べとなると相当厳しいものになるわけです。

それにしてもこの人の話の半分を聞いてもこの人に対する取り調べは相当厳しいものでして、法律では、任意性のない、強制された自白、というのは有罪の証拠として採用出来ない、こう定めている。要するに自分で任意に、強制されるでなく任意に自白した、その自白だけが証拠として採用できませんよということが決められているんですけれども、この人に対しては高血圧症の病気を持つ人に対して、連日午前九時から午後十一時頃まで毎日厳しく調べている。その結果できた自白調書ですから、確かに立派な自白調書はできているけれども任意性のない自白の可能性は相当あるんじゃないかな、ということをお私たちは感じてそのことを強く主張しました。

最後にですね、一番問題になりましたのが本人の自白通り、それから贈賄したという二人の証言通りだとしますと、その賄賂金のやりとりをした時刻にこの被告人は、この町長さんは現金授受の場であるという町長室にはいない、つまりアリバイがある、ということが次第に分かってきたんです。このことは捜査中には分からなかったわけですけれども、公判におきまして贈賄側の二人の証言を、いつお金を渡したのかという点に絞って追及してきますと、業者さんが自分の銀行からお金を下ろして、そしてすぐ従業員が銀行から業者のところへお金を持ってきて、それをすぐその町会議員に渡して、そしてその町会議員がすぐ町長室に持って行って、すぐ帰ってきた。こういう点では一致しております。そういう内容に帰着するわけです。銀行の口座の写しを取り寄せますと、その問題の二百万を下ろした日時が八月何日と確定されるわけです。ですから前の日でもなければ後ろの日でもない。その日しかありえないわけです。その時刻というのも、銀行から金を下ろした時刻も特定される。下ろしに行った従業員を証人として呼びますと、私はお昼前にもって行って、とにかくご飯を食べる前に社長に渡した、こう言っているわけです。銀行から下ろした時間というものも特定されるわけです。ですから、どうもお昼からせいぜい一時間二時間の間に渡したということになるわけですけれども、しかし調査でも

公判の証言でも、そこまで時間を絞らせますとですね、検察側としては非常に守りにくい、弁護側としては非常に攻めやすいわけですが、その辺は非常に証言でばかされてますね、どうも午後昼過ぎ頃だ、午後五時頃だったんだとか、すぐとってもちよっとお茶を飲んでからとか、いろんなばかす表現が出てくるわけですが、しかしいざにして最大限ですね、昼前から午後五時頃だったと、昼過ぎ頃から午後五時頃だったということでは二人は最大限の幅を、これ以上幅は動かない、こういうことになったんです。ところがその日はですね、昼前から私の方で調べて見ますと午後五時半頃までこの町長さんは別の場所にいたということがはっきりしてきたわけです。この点をもう少し後で詳しく言いますけれども、そういうことが出てきて、どうもおかしいんじゃないか、本人の言う通りじゃないかという気持ちになってきたんです。

その他、お金の使い道に関してですね、お金の出所とお金の消費先というのが贈収賄事件で一番検察側としては立証の最大ポイントにするわけですが、そのお金をどう使ったか、ということについて捜査段階ではこういうものに使いました、ああいうものに使いましたという二百万円の使途を事細かに述べて、それに対する領収書とかいうのはあるんですけれども、実際いろいろ矛盾が出てくるわけですね。こういうことに使ったと言うけれども、本当はあるところへ例えば百万円使ったのですけれどもその百万円は実際別のところから別の人がもって行った、これは別のところからきた金だということが分かったりしましてですね、どうもいろいろ矛盾点が出てきた。

こういうような点を弁護側の主張として主張しまして、第一審は二十三回の公判を踏まえて約三年半かかったわけですが、けれども、判決は有罪、執行猶予はつけるが有罪。こういう判決でした。一番の判決はこういったような内容です、簡単に言いますと事実でないことをですね、自白するはずがないじゃないか、自白して立派な調書ができています以上、自白というのは有罪の証拠になるんだ、アリバイということをいろいろ言っているけれどもアリバイ関係で出てくる証人というのはいみんなこの町長の元友人とか部下とかそういう関係者ばかりだ、そういう関係者がそろって虚偽を作り上げてい

る可能性が強い。そういう一審判決の骨子でした。本人は判決前に心配した通り脳梗塞で倒れまして、判決の時点では入院中でした。それからずっと入院を続けたわけですが、まさにどん底だったわけですね。本人も私ももちろん到底納得いかなかったので、高等裁判所に控訴し、さらに三年間無罪を主張して争ったんですね。

この事件は先ほどから言いましたようにいろんなポイントがあるんですけども、結局アリバイが認められるかどうかがこの事件の結論を決めるんだ、そういうことは弁護士も検察官もよく分かっていたので、高裁ではこの点に論争が集中したわけです。

ちよつと書いたほうが分かりやすいので黒板に書きますからね。刑事裁判ではアリバイということが争点になることが結構多いんですけども、その辺はずいと言えませんが検察官も非常によく分かっています。何月何日頃、という起訴の仕方をするんです。前後二三日という幅がありますから、非常にアリバイで検察官の主張を、起訴事実を突き崩すことは非常に難しいのですけれども、この事件の場合は銀行から下ろした日に持って行った、そしてすぐ帰ってきたと言っていますから、銀行から下ろした日は完全に特定できるわけですね。次にですね、その点をもうちよつと言いますとですね、業者と町会議員の証言とか捜査段階での供述ではですね、午前中持って行った、と言ってみたり、あるときは午後二、三時頃だと言ってみたり捜査段階ではしているんですけど、公判では私たちはその日は特定できますから、この日の彼の行動はどうだったかということはですね、町の運転日報というもののついていたんですね。町長さんは町用車に乗って車に乗って移動しますから、その日の行動は車の移動記録を見ますとどこへ行ったかということは分かるわけです。そうするとこの人は昼間空港に行っているわけですね。昼間この人はいないじゃないか、ということをおたがが主張しだしたら、その後の証言が再度、三度も四度も出てきまして、いや五時頃だったと。こう言うことを彼らは言い出すわけです。もう五時頃だと書いていましたですね。そういうような曖昧なことを言うわけですが、曖昧であれば信用できないという面と、逆に言いますと曖昧ですと何年も前の出来事ですから記憶が曖昧なのは当たり前じゃないか、

それならアリバイは成立しない、というような判決を、一審判決の様な判断をされてしまう可能性があるわけでした、曖昧の立証が必ずしもアリバイの立証に役に立つわけではないです。

まずこっちのスタートの所はですね、二人とも業者の従業員が銀行から金を下ろしてきてすぐ運搬役の町議が町長室に持って行ってすぐ金を渡して帰ってきた。こういう点では終始一貫している。その金を銀行から下ろした時刻については銀行の記録とか金を下ろしに行った従業員の証言からこれは午前十一時からどんなに遅くても十二時なんです。ですから行ってすぐ帰ってきたということを言いますと、私たちは弁護士としては十一時からせいぜい一時か二時頃までのアリバイを立証すればよいのですけれども、しかし五時頃だとか言ってますので、じゃあ最大限、頭は十一時頃だと、尻尾のほうはどのくらいまで立証すればいいかということになりますと、最大限贈賄が行われたのは午後五時の退庁時刻前だと、退庁時刻の後だったということはありえないと言うことを二人は断言しているわけですね。

しかもですね、この辺が検察側がやりすぎだったのかもしれないませんが、公判の途中ですね、目撃証人というのが登場してくるわけです。公判の途中ですね、検察側はこの町の課長さんを登場させるんです。その課長がどういう証言をしたかというのと、私は何月何日と特定されますよね、八月何日でしたけれども、その日に突然午後町長に呼ばれて町長室に行った、その時にその町会議員と町長がいかに親しげに話をしているのを私は目撃した、そういう証言をさせた、といいますが、名乗りでて来たので証言させたのか私には分かりませんが、そういう証言が出てきたんです。私はですね、それはいつでしたか、お役所だから午後五時の退庁時刻にはそのお役所にはチャイムが鳴るわけですね、そのチャイムの鳴る前だったか後だったか、いや前だと。田舎の役場だから午後五時になるとみんなぱっと帰る。実際私も何度か行ってみますとですね、午後五時になると帰るんですよ。ですから退庁時刻の雰囲気というのは一種独特なものがありましてですね、それを追及したらこの課長さんは午後五時前だったと、こう言うわけですね。ですから私たちとしては十一時から五時まで、最大限これだけ立証すればよい、こういうことになったんですね。

それで今度アリバイの立証になるわけですけども先程言いました当初はかねて使う公用車の運転の記録を記載した日報があるんです。こういうことでこれが出てきました、押収されていなかったんですね。出てきました、その金を下ろした日についてですね、何時に出て何時に帰ったということは書いてないんですよ、残念ながら。それが書いてあれば一発で良かったんですけども。その日空港に行った、それから走行距離は一〇六キロあった、こう書いてあったんです。一〇六キロは何なんだろう、こういうことになるわけですけども、役場と空港の間は二十六キロなんです。片道二十六キロ、合計五十二キロ。役場と町長さんの自宅の間がですね十五キロ。ですから十五キロ×二で三十キロ。八十二ですからだいたい町長の自宅へ公用車で迎えに行つて、帰つてそして空港に行つて帰つてきますよね。この間が八十二キロくらいでしょ。そうすると二十六キロ多いわけです。この二十六キロは何か、ということですからよく覚えてないわけですね。これは何なんだろう、と。で、一生懸命町長さんや当時の運転手さんにお会いしている聞くんですけどもなかなか思い出さないんですが、一〇六キロの空港に行つたというのとこれに担当課長が同乗していたというのが書いてあるんですね。その担当課長がよく覚えてたんです。と言いますのはですね、この日はなぜ空港に行つたかと言いますと、農林省からですね、災害査定に係官が鹿児島空港から鹿児島県の職員を連れて空港に来たんですね。それで町長さんはお出迎えに行つた。こういうことだったんです。こういうことはよく覚えていきます。それでですね、鹿児島から空港に当時、十一時五〇分着と三時四十五着の二便あったんです。到着する便がね。一緒に行つた課長が思い出したんです。課長は、私はこのとき町長にもものすごく怒られた。なぜ怒られたかという、到着時刻を本当は三時四五分の便で来るはずのものを、来るのが最初から決まっていたんですけども、十一時五〇分の便で来るものと私は誤解して十一時頃ここを出たと言うんですね。それで空港に行つて、間違つた、ということでも引き返したんです。引き返してここの食堂でご飯を食べて、時間待ちをした。」と言うのです。それでですね、私はこの町に何度も行つて車に乗つて距離を測つたり時間を計つたりしたわけですけども、ここが何と十三キロなんですね。これが分かつてピツタリ合うじゃないの、ということ

が分かったときは感激しました。

次にですね、そうしますとどうも、こういうことで十一時前出たということが分かった。じゃあ何時に帰り着いたのか。五時に着いたのか。三時四十五分頃飛行機が着いて、そしてそのまますぐ帰ったら車で四十分くらいですから、もう四時過ぎには着くじゃないか。何だ、着くじゃないか。こういうことですね、ここで何があつたかということが大問題になつたんですけれどもね、ここは実はあんまり難儀しなかつたんです。と言いますのは、そういうところで田舎の人にしてみれば、失礼な言い方かも知れませんが、偉い人がたくさん来るわけで、この町の関係者だけでなく他の関係する町の方もたくさん来ていたわけです。ですからこの日に三時四十五分に農林省の御一行が着いて、何時にどこで何があつたというのはですね、たくさん証人がいたわけです。そうしますとですね、実際はですね、三時四十五分に空港に飛行機が着いて、三時五十五分頃から空港内の部屋で出迎えの、他の町の町長や担当者が名刺交換をしてお茶を飲んで、災害に対する説明を受けた。私たちのほうは一分でも時間がほしいわけですね。検察側は一分でも時間が短いほうがいい。ですからね、荷物を預けたか、飛行機に乗った人は荷物を預けたか。荷物が飛行機が着いてから出てくるまで何分かかかるか。そういうことを調べたりしましてですね、結構かかるんですね。五分とか十分とかかかるわけです。

調べてみるとここでその御一行が空港を出て、御一行様がこちらにあるホテルに向かうわけですけれども、ここへ向かうのを町長さんは見送ってそれから自宅へ帰ったわけですけれども、見送った時刻がですね、どんなに早くても四時四十五分から四時五十分、ということまで特定できただけです。特定するについてはですね、ここで一時間何があつたかということも記録が残っています、どんなに短くそれぞれのセレモニーとか名刺交換をする時間が何分かとかね、そういうのをやっていきますとですね、どうしても一時間かかります。それからもうひとつはですね、やはり几帳面な人が世の中にはいらっしやるわけですけれども、他の町の担当の課長さんがですね、この時刻を自分の手帳にメモをしている。そういうメモが出てきまして、そうしますとこの時刻にはなくてですね、どうしてもこつちに帰り着くのは五時三十分過ぎな

んですよね。どんな早くても五時二十分から三十分の間。ですから退庁時刻前にこの町長室で町長と町会議員のこの二人が会っているという可能性はゼロです。こういうことだったんです。もちろんいろいろありましてですね、ここからここまで私も車を走らせてみますと四、五十分かかる。検察官は、いや、三十分で行ける、というんですね。調べてみますとね、この事件があつたとされる当時と私たちが実験をした当時では道路がだいぶ改良されたりしてましてですね、カーブがまつすぐなったりいろいろして、五分くらい違つたりしてしまつてですね、しかしいずれにしてもどんなに早くても五時過ぎになつてしまつてわけですね。

そういうことを高裁で約三年間やつたわけですけども、約三年後、忘れもしませんが、高裁の判決言い渡しの日が来ます。判決は、原判決破棄、被告人は無罪。こういう私たちの主張を全面的に認めたものでした。判決の内容はアリバイが認められ、収賄したというお金の使い道に関する自白内容もおかしい。したがつて本当に賄賂をもらつたのか疑問だ。被告人の捜査段階の自白も当時の健康状態や選挙直前ということからすれば、任意になされたものが疑問がある。こういった内容でした。

このようにして長い年月をかけてようやくこの方は無罪ということになつたわけですけども、この間、職も失い、健康も害し、経済的にも相当の負担を強いられ、結局名誉の回復ができただけに等しいという結末でした。幸いにして公判途中でアリバイに気づいて必死に立証した結果、これが認められたからまだ良かったものの、アリバイというものがなくてですね、あるいはアリバイの主張がしようがない、この日の特定ができないということであつたとすれば、いくら自白に任意性がなく強制された自白だった、あるいは内容がいいかげんだ、いろいろくるくる変わつている、こういうようなことを言つてみてもまず勝ち目はなかつたと思います。そうだとしたらこの方は死ぬまで、捜査なり裁判なりに対する恨みを残して生きていかなければいけなかつたかも知れないと思います。この方は数年前亡くなりましたけれども、今でも御遺族は感謝してくれます。そういうとき私は、弁護士をしていてよかつたな、という気持ちを味わわせていただくことが

できます。私は今日皆さんに対して単に自分の経験談を一つの話として申し上げたのではないつもりです。法律を学ぶというのはどういうことなのか。今法律を学びつつある皆さんが今日の私の話から何かを感じて今後の勉強に役立てていただければ幸いです。時間になりました。御清聴ありがとうございました。

それでは先生どうもありがとうございました。せっかくの具体的で興味深いお話ですので、時間がまだありますので、御質問がありましたら遠慮なくどうぞ。

指宿先生

Q. 第一審の判決と第二審の判決が違ったのとアリバイが立証できたということにつきると思うけれども、もし第一審の判決と第二審の判決が違った、制度的あるいは構造的なですね、日本の刑事訴訟法に内在する問題点をお感じになられたら教えていただきたいのです。

A. 難しい質問ですね。実はこの一審判決が出ましたときにですね、一審判決をした裁判官はまだ鹿児島地裁におられました。まして、実は私は忘年会とか新年会とかそういうので裁判官の方々と酒を飲む機会があるわけですけれども、彼が言っていましたのは自分は、彼の言葉を借りると、おれはもともと人権派の裁判官なんだ、ああいう控訴審でひっくり返るような判決を書いて残念だ、こういうことをさかんに言っていました。私は無罪を主張しましてこの事件の場合は構造的なといいますか、一審判決のとき私たちの熱意が足りなかったんでしょね、一つは。町に行つてですね、実験の結果を出したり、荷物が飛行場に降りた飛行機が四十五分に着いて、実際に荷物が入り口から出てくるまで何分かかるか、そんなこと一審のときしなかったです。一審判決が出て初めて目が覚めて一生懸命そういうことやつたんです。その辺の熱意がやっぱり足りなくて裁判官を説得することができなかったんじゃないかなと思います。今の指

宿先生の御質問からいきますと、私は今は刑事事件をあまりやりませんけれども、四十歳になる頃までは一生懸命やって無罪を主張する事件を自分なりに一生懸命やっておりますけれども、やはりその人が自白をしたという事に対する裁判所の評価というものはある意味では絶対的なものがあるような気がします。非常に残念なことですけどもね。私の言っている意味が学生の皆さんに分かっていただけるかどうか分かりませんが、自白をしている事件です、無罪だと言うことを行つて通る可能性というのは、アリの以上はほとんど不可能に近いと思います。そういう意味では日本の刑事裁判というのはどうも弁護士としては非常に困難な状況にあることは間違いないわけですね。

皆さんもお聞きになられたかと思いますが、鹿児島ではあんまりそういうことに熱心な人はいませんけれども、例えば福岡なんかでは非常に刑事事件に私たちよりずっと若い、二十代とか三十代とかそういう若い弁護士たちが一生懸命取り組んでおられます。彼らはそういう事件を、もちろん弁護士として無罪と確信できる事件についてですよ、相当ひっくり返して相当の成果を上げていると聞いています。そういう無罪事例集なんかを作つて、それなんかを拝見しますと相当精力的に動いておられますけれども、私自身はいかんせんもうそこまで元気がない。そういう状況です。

Q. 当番弁護士が発足して六年になるんですけど、今の鹿児島の当番弁護士の実情を具体的に教えていただけませんか。

A. 当番弁護士はもうほとんど全国やつておりまして、鹿児島でも実施しております、七十歳以上とか健康上の理由を除く人以外は、名簿を作りましてですね、何月何日は誰、何月何日は誰、ということでは当番を決めて、きちんと機能しています。ただ県外でよく報告されていますように、当番弁護士が行つたがゆえに、当番弁護士が付かなかつたら、要するに今までは起訴されて初めて弁護士が付くわけですね、それからいつたら遅かつた、そうでなくて取り調べ段階で弁護士が行つたがためにこの人は不必要な疑いを晴らすことができた、こういうような例はまだ鹿児島では

聞いてない。県外では相当そういう、それは弁護人の、半分自慢話もあるのかもれませんが、相当そういうことが報告されています。

Q. 法律扶助について

A. 刑事事件について法律扶助はですね、法律扶助をする要件を定めて、法律扶助ができる体制にあるんですけど、鹿児島の場合、法律扶助で弁護士が行ったというのは私は知らないですね。やろうと思えばやれる体制とそれからお金の準備はあるんですけどね。法律扶助を受けてその後ずっとその人が被疑者段階から弁護人として付いたというの聞いたことがないですね。あるいはあるのかも知れませんが、把握していません。

Q. 裁判の結果は分かったんですが、訴えは二人はどういうふうな扱いになったのか、それとですね、自白を強制的にさせたと思うんですが、検察側のそういった問題について研究はできないのかどうか。

A. 業者と町会議員はですね、もちろんこつちが逮捕される前に、そつちが逮捕され勾留されて詳細な自白調査ができたのでそれをもとにこつちは逮捕されたわけです。この二人は公判請求されました、さつさと間違いありません、と認めて、有罪判決が出ているわけです。これは裁判の特徴なんですけれども彼らの関係では贈賄はあったという有罪判決が確定しているわけです。こつちの関係では無罪判決が確定したわけです。最高裁まで検察は上告しませんでしたからね。それは裁判の制度上、矛盾といわれても仕方がないんです。今もう一つの警察や検察の責任追及という問題は、この事件ではしませんでした。よく無罪になった後、国家賠償請求訴訟を起こしまして、有名な高隈事件なんかやっておりますけれども、調べる側のミスでとんでもない人権蹂躪があった、賠償してくれ、ということをやっておりますけれども、それはこれは本人も家族も望みませんでしたのでしませんでした。ただですね、今はですね、刑事補償法と刑事訴訟法ですね、勾留日数一日につき、いくらでしたか、八千円か九千円くれます。それと後いろんな裁判費用をですね、弁護士費用も含めて相当程度受けています。ですからその補償請求の制度はまだ鹿児島で最初だっ

たというのがだいぶ報道されましたけれども何百万か国が補償しました。  
長い間どうもありがとうございます。